

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年
計画変更年度	令和2年
計画主体	清里町

清里町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	清里町役場産業建設課産業振興グループ
所在地	斜里郡清里町羽衣町13番地
電話番号	0152-25-2131
FAX番号	0152-25-3571
メールアドレス	g-sangyo@town.kiyosato.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ユキウサギ・キタキツネ・ヒグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	清里町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28～30年度）

鳥獣の種類	被害作物	被害の現状					
		被害面積 (ha)			被害金額 (千円)		
		28年	29年	30年	28年	29年	30年
エゾシカ	馬鈴薯	36.3	41.4	37.0	1,416	1,615	1,443
	てんさい	52.7	45.5	50.9	2,530	2,185	2,443
	麦類	5.1	6.7	14.4	163	215	462
	計	94.1	93.6	102.3	4,109	4,015	4,348
	森林被害	広域で移動し幼木の食害などの被害が発生している。					
ユキウサギ	てんさい	35.0	30.5	27.7	1,680	1,464	1,330
キタキツネ	畜産生産環境被害	牛舎内への侵入による家畜伝染病感染の恐れや畜舎の衛生環境の悪化などの被害が発生している。					
ヒグマ	てんさい	0.14	12.3	13.0	7	591	624
	生活環境被害	人身事故の恐れ・精神的被害・農作業の遅れなど、被害額に算定できない被害が発生している。					

(2) 被害の傾向

エゾシカは侵入防止柵の周りを歩きながら常に侵入出来るかを伺っており、倒壊した箇所などから侵入し、冬季は積雪箇所から防止柵を飛び越え侵入し、柵内で農作物の食害が発生している。

また、河川等侵入防止柵の設置が困難な箇所からも侵入することから、河川付近の畑に多くの被害が生じている。また、防風林や点在する林地等に潜んでいるエゾシカもいるため、防風林・林地付近の畑からも被害が出ている。

林業に関しては、広葉樹林において幼木の枝葉が食べられる被害が、通年発生しており、針葉樹林においては樹皮が食べられる被害が発生している。

ユキウサギは、様々な箇所から畑に侵入し、農作物に被害がでている。

キタキツネは、畜舎等に侵入し、飼料等の飛散や糞尿を巻き散らすなど畜舎の衛生環境を悪化させている。

ヒグマについては出没回数が多いが、人身事故の発生には至っていない。しかし、精神的被害、人身被害の懸念等、農作業に支障をきたすなどの被害がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
エゾシカ	被害面積 102.3ha 被害金額 4,348千円	畑作被害面積及び金額の30%削減を目標とする。
ユキウサギ	被害面積 27.7ha 被害金額 1,330千円	畑作被害面積及び金額の10%削減を目標とする。
キタキツネ	—	—
ヒグマ	被害面積 13.0ha 被害金額 624千円	畑作被害面積及び金額の10%削減を目標とする。

※エゾシカによる森林被害及びキタキツネの被害は、現状算出不可能のため軽減目標の設定は行わない。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
被害防止に関する取組	侵入シカの捕獲要請。 パトロール及び捕獲。 爆竹による追い払いや爆音機の設置。	夜間の出没（柵内への侵入）個体に対して効果がない。 一時的な効果はあるが、持続性がない。 囲い罠等新たな捕獲方法の検討。
有害鳥獣捕獲員等の担い手育成に関する取組	狩猟免許取得に係る費用の助成。 射撃研修会。（猟銃の射撃技能向上講習会）	高齢化等による猟友会員の引退に伴う会員の減少。
侵入防止柵の設置等に関する取組	侵入防止柵の点検。 老朽化および破損した木製侵入防止柵の補強。 倒木等による金網フェンス切断箇所の補修。 侵入防止柵設置部分の枝払い・下草刈り。	地域の農業者で構成する「清里町シカ柵維持管理組合」で侵入防止柵を維持管理しているが、柵の老朽化による破損や積雪による柵の飛び越えにより柵の中にシカが侵入し被害がでている実態にある。

(5) 今後の取組方針

<p>既存の組織を中心に、「清里町農作物鳥獣被害防止対策協議会」を組織し、農業被害情報の共有化を図りながら対象鳥獣の捕獲を進めるなど適切な方を講ずることにより農作物の被害面積を削減する。</p> <p>侵入防止柵の設置等に関する取組として補助事業を活用した電気柵等の設置を推進する。</p> <p>また、森林被害防止対策としてエゾシカの生態調査等を行い、エゾシカ囲い罠による捕獲の実施に向けた取組を推進する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

北海道猟友会斜里支部清里分会が推薦する有害鳥獣駆除従事者を中心に銃器、箱わななどによる捕獲体制を整備する。

鳥獣被害対策実施隊については、有害鳥獣駆除従事者を中心に編成し、関係機関と連携を図り、捕獲を行う。

(2) 対象鳥獣の捕獲頭数（実績）

対象鳥獣	28年度	29年度	30年度
エゾシカ	80	46	67
ユキウサギ	—	—	—
キタキツネ	15	27	40
ヒグマ	3	9	3

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

エゾシカ、ユキウサギ、キタキツネ、については、近年の捕獲実績および被害状況に基づき設定する。

ヒグマについては、人や農作物への危険性及び被害が発生した場合にのみ捕獲することとし、年間捕獲数は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
エゾシカ	200	250	300
ユキウサギ	5	5	5
キタキツネ	60	60	60
ヒグマ	—	—	—

捕獲等の取組内容

銃器による有害鳥獣の捕獲は、鳥獣保護区を除く清里町一円において、4月～3月中旬の期間に実施。

キツネの箱わなは、鳥獣保護区を除く清里町一円において、通年で実施。

ヒグマの箱わなは、被害の多い5月～11月に実施。

4. 有害鳥獣捕獲員等の担い手育成に関する事項

将来の有害鳥獣捕獲員等の担い手（後継者）が不足しており、若手後継者の育成を目的とした狩猟免許取得に係る費用の助成や猟銃の射撃技能向上講習会を行う。

5. 侵入防止柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の設置等に関する取組

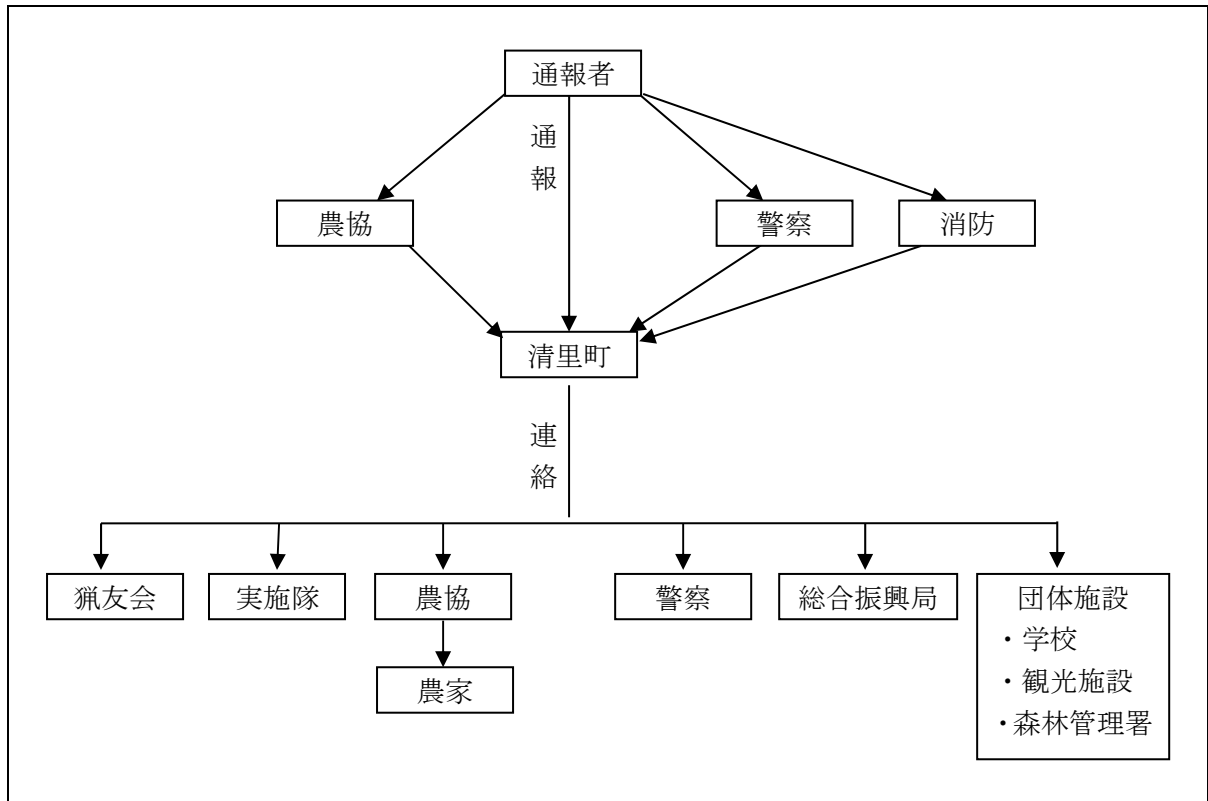
対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
エゾシカ	被害状況を勘案し、清里町鳥獣被害防止対策協議会で検討する。 補助事業を活用した電気柵の設置。		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等に関する事項

関係機関等の名称	役割
オホーツク総合振興局	有害鳥獣危機対応に関する協議、指導・助言
北海道警察	有害鳥獣危機対応の現場対応及び付近住民や通学路の安全対策
清里町鳥獣被害対策実施隊	捕獲、助言・指導
北海道猟友会斜里支部 清里分会	捕獲に対する協力、助言・指導
清里町農業協同組合	情報の収集、広報
斜里地区消防組合清里分署	情報の収集
清里町	関係機関との全体調整、総務全般 情報収集、広報

(2) 緊急時の連絡体制



7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	清里町農作物鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
清里町役場産業建設課	防止計画策定、関係機関との全体調整、総務全般
清里町農業協同組合	農作物被害把握、防止施策の実施等
北海道猟友会斜里支部 清里分会	捕獲等の被害防止活動及びパトロール

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
オホーツク総合振興局	鳥獣被害防止に関する協議、指導・助言
網走農業改良普及センター 清里支所	鳥獣被害防止に関する指導・助言
清里町シカ柵維持管理組合	エゾシカ侵入防止柵の維持管理

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣駆除従事者を中心に編成し、関係機関との連携を図り効果的な捕獲に取り組む。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

8. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカについては、捕獲後に加工する施設が町内にはなく、町外のエゾシカ食肉加工施設へ運搬し処理を依頼するか残滓として処理を行っている。 残滓については、道のシカ衛生処理マニュアルに基づき、所定の一時保管場所に搬入し業者に運搬・処理委託を行うこととし、適切な対応が図られるように周知および徹底を図る。 また、ヒグマについては、捕獲個体の内臓等の一部を北海道環境科学研究センターへ試料提供を行う。
--

9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカ・ヒグマについては捕獲後、町外の食肉加工施設に運搬し、その程度により、食肉加工品として活用されており、また、内臓や骨、筋（スジ）等についても、ペットフード等に加工、活用されている。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし
